

愛知淑徳大学動物実験規程

前文

大学等における動物実験を伴う生命科学研究は、人の健康・福祉・先端医療の開発展開のみならず、動物の健康増進等における研究分野の進展においても必要な手段である。

本規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号、平成24年9月改正）」（以下、「法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号、平成25年環境省告示第84号）」（以下、「飼養保管基準」という。）、及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月）」（以下、「基本指針」という。）を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月）」（以下、「ガイドライン」という。）を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、動物実験等の実施方法を定めるものである。

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、愛知淑徳大学における動物実験等を適正に行うため、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続き等必要な事項を定めるものとする。

- 2 動物実験等については、法、飼養保管基準、基本指針、内閣府告示の「動物の処分方法に関する指針」、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。
- 3 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に則し、動物実験等の原則である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）の3R（Replacement、Reduction、Refinement）に基づき、適正に実施しなければならない。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）動物実験等 本条第5号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- （2）飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- （3）実験室 実験動物に実験操作（48時間以内の一時的保管を含む）を行う動物実験室をいう。
- （4）施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- （5）実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養または保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む）をいう。
- （6）動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- （7）動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- （8）動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- （9）管理者 学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者（動物実験を実施する各学科の長）とし、健康栄養学科主任を充てる。
- （10）実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者とし、食健康科学部において管理を担当する教員2名を充てる。
- （11）飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- （12）管理者等 学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- （13）指針等 動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。

第2章 適用範囲

第3条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用される。

2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先においても、基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、動物実験等が実施されることを確認すること。

第3章 組織

第4条 学長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、飼養保管施設及び実験室の承認、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、第4章に定める動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第4章 動物実験委員会

（審議事項）

第5条 委員会は、次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- （1）動物実験計画が動物実験関係法令及び本規程に適合していること
- （2）動物実験計画の実施状況及び結果に関すること
- （3）施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること
- （4）動物実験及び実験動物の適正な取扱いに関すること
- （5）教育訓練の内容又は体制に関すること
- （6）自己点検・評価及び情報公開に関すること
- （7）その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること

（組織）

第6条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- （1）食健康科学部長
- （2）食健康科学部健康栄養学科主任
- （3）食健康科学部において管理を担当する教員2名
- （4）大学事務局長
- （5）大学事務局次長1名
- （6）その他学長の指名する者

（委員長）

第7条 委員会に委員長を置き、委員の中から学長が指名する者を充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

（委員）

第8条 学長は、第6条に掲げる者を委員に任命する。

2 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない

（庶務）

第9条 委員会に関する事務は、食健康科学部健康栄養学科共同研究室の助手が担当する。

2 担当事務は、委員会開催に関する議事録等の作成及び保存等を行わなければならない。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、委員長が行う。

第5章 動物実験等の実施

（動物実験計画書）

第11条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の様式（「動物実験計画書」（様式1））、を

学長に提出すること。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性
 - (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
 - (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
 - (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。
 - (5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を検討すること。
- 2 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会に審査を付議し、その結果を当該動物実験責任者に通知すること。
 - 3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。

（遵守事項）

第12条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法、飼養保管基準、指針等に則するとともに、特に以下の事項を遵守すること。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
 - (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
 - ① 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - ② 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む）の配慮
 - ③ 適切な術後管理
 - ④ 適切な安楽死の選択
 - (3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等及び本学における関連する規程等に従うこと。
 - (4) 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。
 - (5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
 - (6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。
- 2 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、所定の様式（「動物実験計画変更承認申請書（様式2）」、「動物実験結果報告書（様式3）」、「動物実験（終了・中止）報告書（様式4）」）により、使用動物数、計画からの変更の有無、成果等について学長に報告しなければならない。
 - 3 動物実験計画書、実施した後の報告書等、動物実験に係る書類の保管は、食健康科学部健康栄養学科共同研究室の助手が行う。

第6章 施設等

（飼養保管施設の設置）

第13条 飼養保管施設を設置（変更を含む）する場合は、管理者が所定の様式（「飼養保管施設設置承認申請書」（様式5））を提出し、学長の承認を得るものとする。

- 2 飼養保管施設の管理者は、学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、当該飼養保管施設での飼養若しくは保管又は動物実験等を行うことができない。
- 3 学長は、申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、その助言により、承認または非承認を決定すること。

（飼養保管施設の要件）

第14条 飼養保管施設は、以下の要件を満たすこと。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- (2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。

- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6) 実験動物管理者がおかれていること。

(実験室の設置)

- 第15条 飼養保管施設以外において、実験室を設置（変更を含む）する場合、管理者が所定の様式（「実験室設置承認申請書」（様式6））を提出し、学長の承認を得るものとする。
- 2 学長は、申請された実験室を委員会に調査させ、その助言により、承認または非承認を決定すること。
- 3 実験室の管理者は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等（48時間以内の一時的保管を含む）を行うことができない。

(実験室の要件)

- 第16条 実験室は、以下の要件を満たすこと。
- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
 - (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
 - (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(管理者)

- 第17条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めること。

(施設等の廃止)

- 第18条 施設等を廃止する場合は、管理者が所定の様式（「施設等（飼養保管施設・動物実験室）廃止届」（様式7））を学長に届け出ること。
- 2 管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めること。

第7章 実験動物の飼養及び保管

(飼養保管基準の制定)

- 第19条 管理者及び実験動物管理者は、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（環境省）を動物実験実施者及び飼養者に周知すること。

(飼養保管基準の遵守)

- 第20条 実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者は、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（環境省）を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めること。

(実験動物の導入)

- 第21条 管理者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入すること。
- 2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行うこと。
- 3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じること。

(実験動物の飼養)

- 第22条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行うこと。

(実験動物の健康管理)

- 第23条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行うこと。
- 2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行うこと。

(実験動物の収容)

第24条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養、保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行うこと。

（記録の保存）

第25条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存すること。

2 管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等について、学長に所定の様式（「使用実験動物種等及び使用数報告書」（様式8））を提出すること。

（実験動物の譲渡）

第26条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供すること。

（実験動物の輸送）

第27条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めること。

第8章 安全管理

（危害の防止）

第28条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めること。

2 管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡すること。

3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じること。

4 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めること。

5 管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じること。

（緊急時の措置）

第29条 管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図ること。

2 管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めること。

第9章 教育訓練

（教育訓練）

第30条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、以下の事項に関する所定の教育訓練を受けること。

- ① 関連法令、指針等、本学の定める規程等
- ② 動物実験等の方法に関する基本的事項
- ③ 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
- ④ 安全確保、安全管理に関する事項
- ⑤ その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

2 教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存すること。（「動物実験実施者講習会参加者一覧」（様式9））

第10章 自己点検・評価・検証

（自己点検・評価・検証）

第31条 学長は、委員会に、基本指針への適合性に関し、自己点検・評価を行わせること。

2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。（「動物実験に関する自己点検・評価報告書」（様式10））

3 委員会は、管理者、動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物管理者並びに飼養者等に、自己

点検・評価のための資料を提出させることができる。

4 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めること。

第11章 情報公開

(情報公開)

第32条 本学における、動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価、検証の結果等の公開方法等）を毎年1回印刷物あるいはホームページ等、適切と判断された方法で公表するものとする。

第12章 その他

(その他)

第33条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(様式1)

愛知淑徳大学動物実験計画書

(両面印刷して下さい)

愛知淑徳大学 学長 殿

☐ 新規 ☐ 継続 ☐ 年度更新

提出年月日 ()年 月 日 受付年月日 ()年 月 日 受付番号

研究課題										
研究目的										
動物実験責任者 (選択項目を☑)	フリガナ			所属		職名		動物実験の経験等		
	氏名 _____ ⑩ E-mail _____			連絡先 TEL _____ (内線)				教育訓練受講の ☐ 有 ☐ 無		
動物実験実施者及び 飼養者 (氏名に続き()内に 職名等を記入すること)	() ()									
実験実施期間	承認後 ~ 年 月 日				中止・終了等		年 月 日			
施設等	飼養保管施設						実験室			
使用動物	動物種	系 統	性 別	匹 数	微生物学的品質	入手先(導入機関名)		備 考		
研究計画と方法 実験室	研究概要 (研究計画と方法について、その概要を記入する。)									
	実験方法 (動物に加える処置、使用動物数の根拠を具体的に記入し、「想定される苦痛のカテゴリー」や「動物の苦痛軽減・排除方法」等と整合性をもたせる。)									

(様式1)

特殊実験区分 (該当項目をすべて☑)	☐ 1. 感染実験 安全度分類: ☐ BSL1 ☐ BSL2 ☐ BSL3 ☐ 2. 遺伝子組換え動物使用実験 区分: ☐ P1A ☐ P2A ☐ P3A ☐ 3. 放射性同位元素・放射線使用実験 ☐ 4. 化学発癌・重金属実験			
動物実験の種類 (選択項目を☑)	<table border="1"> <tr> <td> ☐ 1. 試験・研究 ☐ 2. 教育・訓練 ☐ 3. その他 </td> <td> 動物実験を 必要とする理由 (選択項目を☑) </td> <td> ☐ 1. 検討したが、動物実験に替わる手段がなかった。 ☐ 2. 検討した代替手段の精度が不十分だった。 ☐ 3. その他 </td> </tr> </table>	☐ 1. 試験・研究 ☐ 2. 教育・訓練 ☐ 3. その他	動物実験を 必要とする理由 (選択項目を☑)	☐ 1. 検討したが、動物実験に替わる手段がなかった。 ☐ 2. 検討した代替手段の精度が不十分だった。 ☐ 3. その他
☐ 1. 試験・研究 ☐ 2. 教育・訓練 ☐ 3. その他	動物実験を 必要とする理由 (選択項目を☑)	☐ 1. 検討したが、動物実験に替わる手段がなかった。 ☐ 2. 検討した代替手段の精度が不十分だった。 ☐ 3. その他		
想定される 苦痛の категория (選択項目を☑)	☐ A. 脊椎動物を用い、動物に対してほとんどあるいはまったく不快感を与えないと思われる実験。 ☐ B. 脊椎動物を用い、動物に対して軽度のストレスまたは痛み(短時間持続するもの)を伴うと思われる実験。 ☐ C. 脊椎動物を用い、回避できない重度のストレスまたは痛み(長時間持続するもの)を伴うと思われる実験。 ☐ D. 無麻酔下の脊椎動物に、耐えうる限界に近い またはそれ以上の痛みを与えらると思われる実験。			
動物の苦痛軽減、 排除の方法 (該当項目をすべて☑)	☐ 1. 短時間の保定・拘束および注射など、軽微な苦痛の範囲であり、特に処置を講ずる必要はない。 ☐ 2. 科学上の目的を損なわない苦痛軽減方法は存在せず、処置できない。 ☐ 3. 麻酔薬・鎮痛薬等を使用する。 [具体的薬剤名及びその投与量・経路を記入] () ☐ 4. 動物が耐えがたい痛みを伴う場合、適切な時期に安楽死措置をとるなどの人道的エンドポイントを考慮する。 ☐ 5. その他(具体的に記入:)			
安楽死の方法 (該当項目をすべて☑)	☐ 1. 麻酔薬等の使用(具体的薬剤名及びその投与量・経路を記入:) ☐ 2. 炭酸ガス ☐ 3. 中枢破壊(具体的に記入:) 法) ☐ 4. 安楽死させない(その理由を記入:)			
動物死体の処理方法 (選択項目を☑)	☐ 1. 大学内で焼却 ☐ 2. 外部業者に委託 ☐ 3. その他(具体的に記入:)			
その他必要または 参考事項	(過去の動物実験計画書承認実績、学内の関連委員会への申請状況、飼養保管施設・実験室の承認状況などを記入する。)			

委員会記入欄 (選択項目を☑)	審査終了: 年 月 日
	修正意見等
	審査結果 ☐ 本実験計画は、愛知淑徳大学における動物実験規程等に適合する。 ☐ 本実験計画は、愛知淑徳大学における動物実験規程等に適合しない。

学長承認欄	承認: 年 月 日
	本実験計画を承認します。 承認番号: 第 号 愛知淑徳大学 学長

(様式2)

年 月 日

愛知淑徳大学 学長 殿

動物実験責任者

所属：

職名：

氏名：

㊞

動物実験計画変更承認申請書

承認番号_____の動物実験計画について、愛知淑徳大学動物実験規程
第12条の規定に基づき申請しますので、下記のとおり変更を承認願います。

記

1. 変更事項※

(※ 実験内容及び責任者の変更は、「計画書」を新たに提出すること。)

1) 動物実験実施者の変更

2) 実験動物種及び使用数等の変更

3) 実験実施期間の変更

4) その他

2. 変更等の理由

(様式3)

() 年 月 日

愛知淑徳大学 学長 殿

動物実験責任者

所属：

氏名：

印

連絡先（内線）：

動物実験結果報告書

愛知淑徳大学動物実験規程第12条第2号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1. 承認番号	
2. 研究課題名	
3. 実験の結果 (該当項目にマークし、 その概要を簡潔に記述)	☐ 計画どおり実施 ☐ 一部変更して実施 (※) ☐ 中止 結果の概要
4. 成果（予定を含む） (得られた業績、 例：雑誌論文、図書、 工業所有権などについて、著者 名、論文標題、雑誌名、巻・号、 発行年、頁、出版社などを記載、 必要に応じて別紙に記載)	
5. 特記事項	

※ 変更届が提出されていること

4. 備考

(様式5)

動物実験に関する飼養保管施設設置承認申請書

愛知淑徳大学 学長 殿

申請部局長 部局名
部局長氏名

愛知淑徳大学動物実験規程第13条の規定に基づき、下記の飼養保管施設の承認について申請します。

申請年月日： 年 月 日 受付年月日： 年 月 日 受付番号：

1. 飼養保管施設 (施設)の名称	
2. 施設の管理体制	<管理者> 所属： 職名： 氏名： 連絡先： — — (内線：) <実験動物管理者> 所属： 職名： 氏名： 連絡先： — — (内線：) 関連資格： 経験年数： <飼養者> (別紙記載)
3. 施設の概要	1) 施設の構造 2) 空調施設 3) 飼養保管する実験動物種 4) 飼養保管設備 5) 逸走防止策 6) 衛生施設 7) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止対策
4. 特記事項 (例：化学的危険物質や病原体等を取り扱う場合等の設備構造の有無)	

(様式5)

5. 委員会記入欄 (選択項目を☑)	調査月日： 年 月 日 調査結果：☐申請された飼養保管施設は規程に適合する。 (条件等 ☐ 改善後、使用開始すること。) ☐申請された飼養保管施設は規程に適合しない。 意見等： 動物実験委員長
6. 学長承認欄	承認： 年 月 日 本申請を承認します。 承認番号 番 愛知淑徳大学 学長

飼養者一覧

氏名	所属	職名	連絡先（内線）	関連資格	経験年数

添付資料

- 1) 施設の位置を示す地図
- 2) 施設の平面図

(様式6)

動物実験に関する実験室設置承認申請書

愛知淑徳大学 学長 殿

申請部局長 部局名
部局長氏名

愛知淑徳大学動物実験規程第15条の規定に基づき、下記の実験室設置の承認について申請します。

申請年月日： 年 月 日 受付年月日： 年 月 日 受付番号：

1. 実験室の名称	
2. 実験室の管理体制	<実験室管理者> (例：教室主任者等) 所属： 職名： 氏名： 連絡先： — — (内線：)
3. 施設の概要	1) 実験室の面積： 2) 実験に使用する実験動物種： 3) 実験設備 (特殊装置の有無等) 4) 逸走防止策 (前室の有無、窓や排水溝の封鎖など) 5) 逸走防止策 6) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止対策
4. 特記事項 (例：化学的危険物質や病原体等を取り扱う場合等の設備構造の有無)	
5. 委員会記入欄 (選択項目を☑)	調査月日： 年 月 日 調査結果： ☐ 申請された実験室は規程に適合する。 (条件等 ☐ 改善後、使用開始すること。) ☐ 申請された実験室は規程に適合しない。 意見等 動物実験委員長

6. 学長承認欄	承認： 年 月 日
	本申請を承認します。 承認番号 番 愛知淑徳大学 学長

添付資料

- 1) 実験室の位置を示す地図
- 2) 実験室の平面図

(様式7)

年 月 日

愛知淑徳大学 学長 殿

届出部局長 部局名
部局長氏名

施設等（飼養保管施設・実験室）廃止届

愛知淑徳大学動物実験規程第18条の規定に基づき、下記のとおり届出いたします。

1. 廃止する飼養保管施設 (施設) または実験室の名称	設置承認番号 ()
2. 管理者	所属： 職名： 氏名： 連絡先： — —
3. 廃止年月日	年 月 日
4. 廃止後の利用予定	
5. 廃止時に残存した飼養保管 動物の措置 (施設の場合のみ記載) (選択項目を☑)	残存飼養保管動物の有無 ☐ 有 ☐ 無 有の場合の措置：
6. 特記事項	
7. 委員会記入欄	
8. 学長記入欄	愛知淑徳大学 学長

(様式8)

年 月 日

愛知淑徳大学 学長 殿

動物実験責任者

所属：

職名：

氏名：

印

年度使用実験動物種等及び使用数報告書

1. 飼養保管施設名：

2. 実験動物

動物種	系統	性別	匹数	微生物学的品質

3. 実験動物の入手先

導入機関名：

納入日：

4. 実験動物の処分

処分業者名：

引き渡し日：

以上

(様式9)

年 月 日

愛知淑徳大学 学長 殿

動物実験責任者

所属：

職名：

氏名：

印

動物実験実施者講習会参加者一覧

下記の通り、動物実験実施者講習会を行いましたので報告いたします。

記

1. 実施日時

年 月 日 ()

2. 参加者名、職名

参加者名	職名

※ 枠内に収まらない場合は、裏面へ記載又は別紙添付

3. 内容

例) 動物実験に関する教育訓練用教材による講習

本学で動物実験に使用する器具の確認および使用方法についての講習

以上

(様式10)

動物実験に関する自己点検・評価報告書

愛知淑徳大学

年 月

(様式10)

Ⅰ. 規程及び体制等の整備状況

1. 機関内規程

1) 評価結果 ☐ 基本指針に適合する機関内規程が定められている。 ☐ 機関内規程は定められているが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 機関内規程が定められていない。
2) 自己点検の対象とした資料
3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点があれば、明記する。)
4) 改善の方針

2. 動物実験委員会

1) 評価結果 ☐ 基本指針に適合する動物実験委員会が置かれている。 ☐ 動物実験委員会は置かれているが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 動物実験委員会は置かれていない。
2) 自己点検の対象とした資料
3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点があれば、明記する。)
4) 改善の方針

3. 動物実験の実施体制

(動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告の実施体制が定められているか?)

1) 評価結果 ☐ 基本指針に適合し、動物実験の実施体制が定められている。 ☐ 動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 動物実験の実施体制が定められていない。
2) 自己点検の対象とした資料
3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点があれば、明記する。)
4) 改善の方針

(様式10)

4. 実験動物の飼養保管の体制

(機関内における実験動物の飼養保管施設が把握され、各施設に実験動物管理者が置かれているか?)

1) 評価結果
☐ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料
3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)
4) 改善の方針

II. 実施状況

1. 動物実験委員会

(動物実験委員会は、機関内規程に定めた機能を果たしているか?)

1) 評価結果
☐ 基本指針に適合し、適正に機能している。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料
3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)
4) 改善の方針

2. 動物実験の実施状況

(動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告が実施されているか?)

1) 評価結果
☐ 基本指針に適合し、適正に動物実験が実施されている。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料
3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)
4) 改善の方針

(様式10)

3. 安全管理を要する動物実験の実施状況

(当該実験が安全に実施されているか?)

1) 評価結果
☐ 該当する動物実験が適正に実施されている。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。 ☐ 該当する動物実験は、行われていない。
2) 自己点検の対象とした資料 (安全管理上の事故等があれば、事故記録を対象とする)
3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)
4) 改善の方針

4. 実験動物の飼養保管状況

(実験動物管理者の活動は適切か? 飼養保管は飼養保管手順書等により適正に実施されているか?)

1) 評価結果
☐ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料
3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)
4) 改善の方針

5. 施設等の維持管理の状況

(機関内の施設等は適正な維持管理が実施されているか? 修理等の必要な施設や設備に、改善計画は立てられているか?)

1) 評価結果
☐ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に維持管理されている。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料
3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)
4) 改善の方針

(様式10)

6. 教育訓練の実施状況

(実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者等に対する教育訓練を実施しているか?)

1) 評価結果
☐ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料
3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)
4) 改善の方針

7. 自己点検・評価、情報公開

(基本指針への適合性に関する自己点検・評価、関連事項の情報公開を実施しているか?)

1) 評価結果
☐ 基本指針に適合し、適正に実施されている。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料
3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)
4) 改善の方針

8. その他

(動物実験の実施状況において、機関特有の点検・評価事項及びその結果)

--